

第2回 三条市避難所検討委員会資料

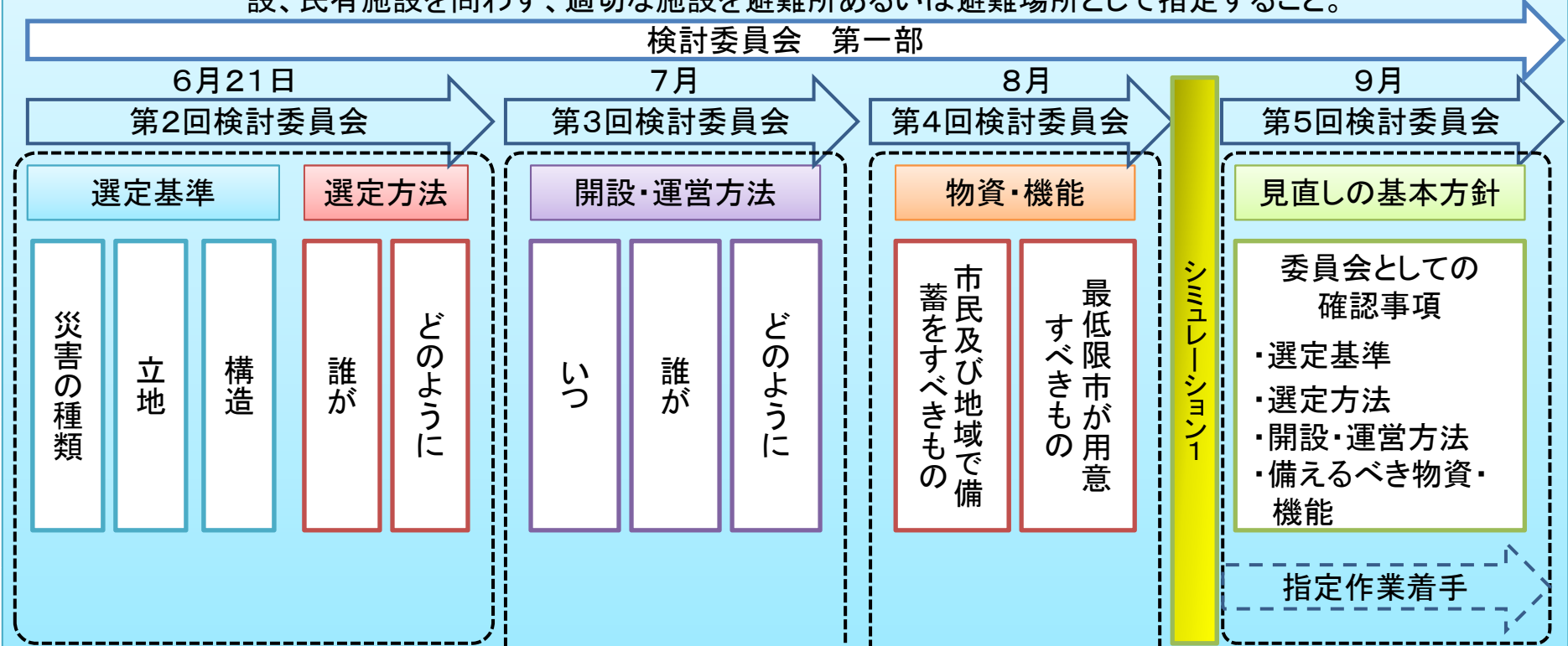
平成24年6月21日

三条市

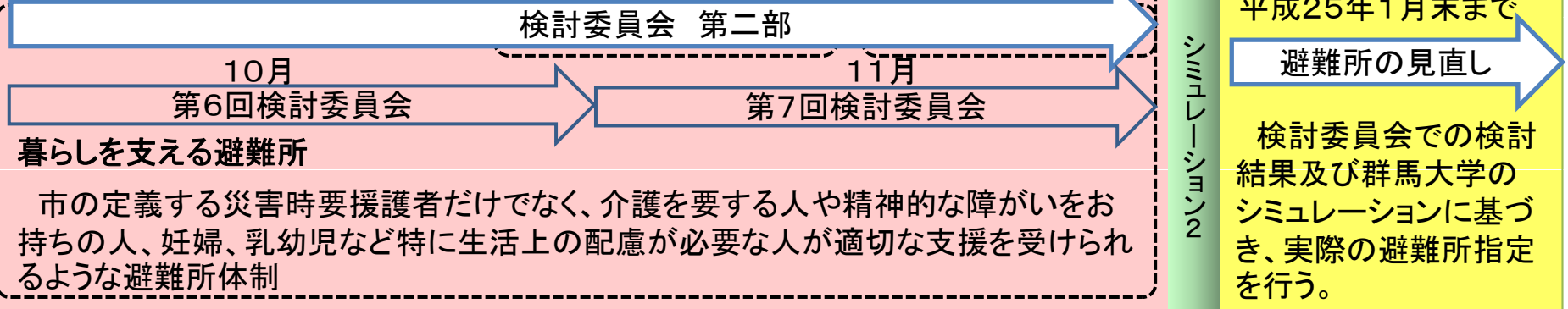
検討の方向性について

「命を守る」

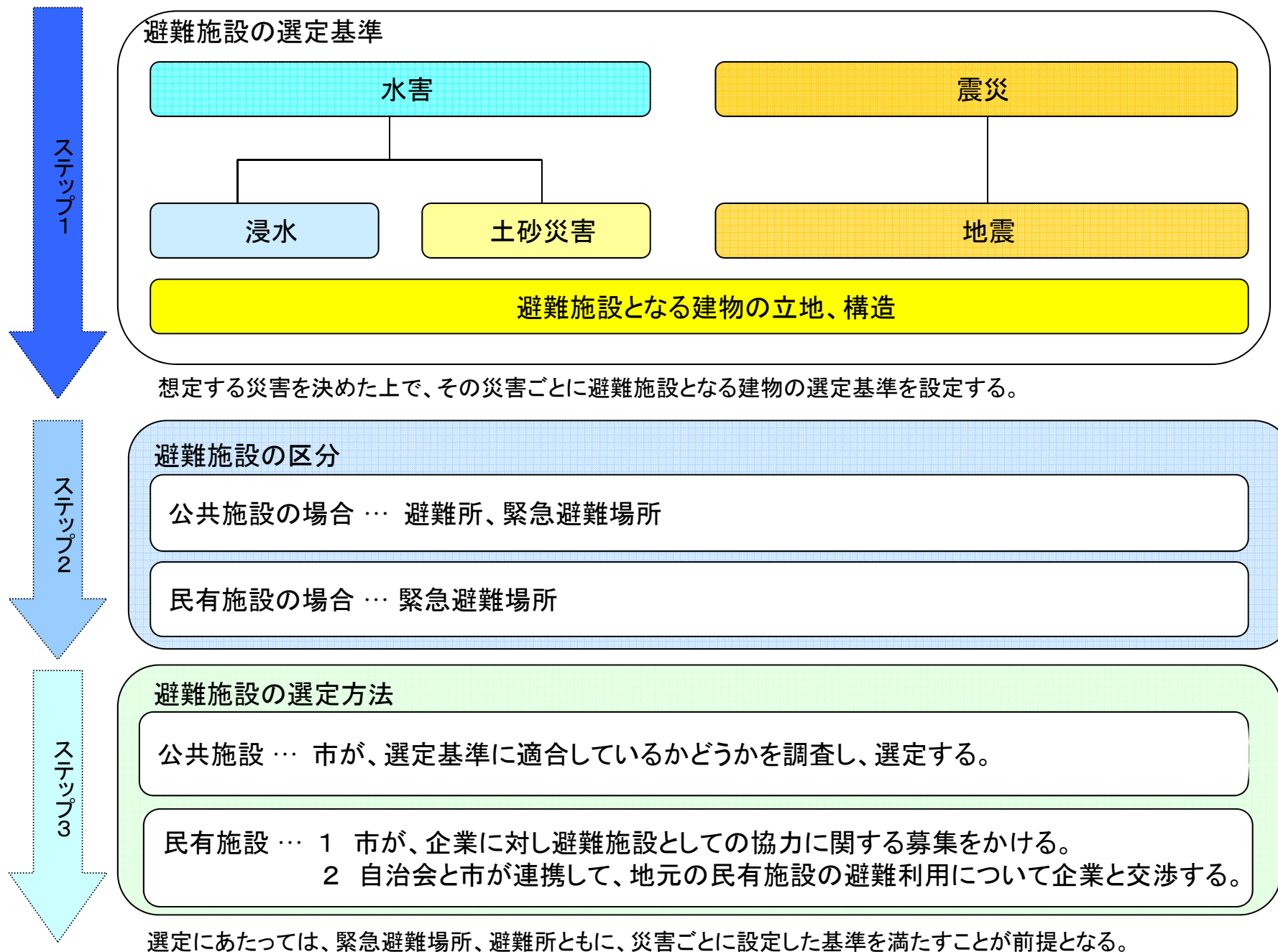
○検討の目的…災害から市民の命を守るための避難所はどうあるべきかを検討し、その検討結果に基づき、公共施設、民有施設を問わず、適切な施設を避難所あるいは避難場所として指定すること。



「暮らしを支える」



選定基準及び選定方法の検討フロー



ステップ1-1 浸水避難用施設の選定基準

建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、豪雨災害対応ガイドブックを参考にする。

逃げどきマップでの表示の説明

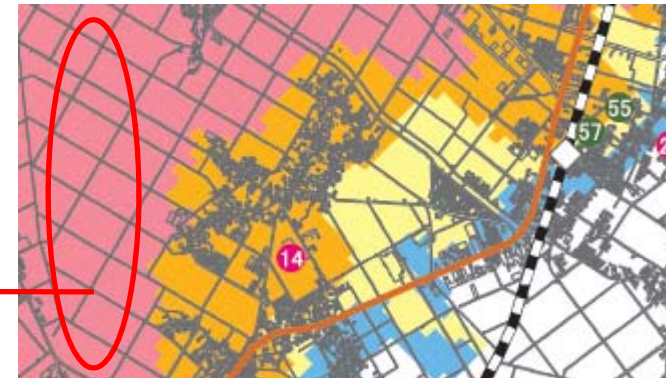
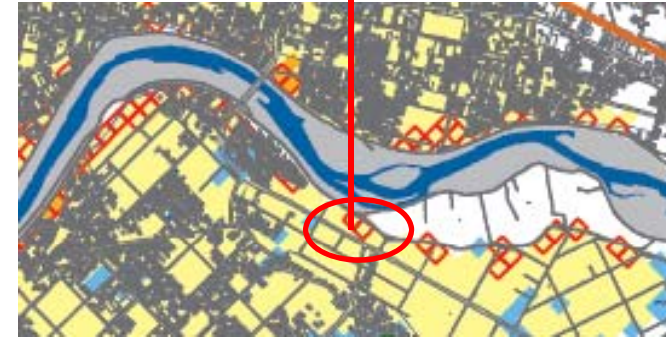
赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク …2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。



逃げどきマップでの表示※	鉄骨・鉄筋造		木造
	2階建て	3階建て以上	2階建て以上
赤色囲い	×	○	×
ピンク	×	○	×
上記以外の地域	○	○	○

○ = 選定可 × = 選定不可



※必ずしも逃げどきマップ上の表示と一致していなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所については、極力指定を避けることとする。

【課題】避難施設の選定基準を満たす2階建て以上の建物がない地域については、どう対応するか？

対応策: そうした地域に住む住民一人一人が、豪雨災害対応ガイドブックで自分の住む地域の災害リスクを把握した上で、自宅の構造や状況に応じた適切な避難行動を取る。また、必要に応じて地域の民家の2階以上を緊急避難場所として活用する。

ステップ1-2 土砂災害避難用施設の選定基準

土砂災害については、第一に、土砂災害の危険のない区域へすみやかに避難することが必要である。しかし、安全な区域が遠方にあり、避難に時間的余裕のない場合には、緊急的に身を守るための避難施設が必要となる。そのため、土砂災害危険箇所あるいは土砂災害特別警戒区域における避難施設の選定基準を含めた避難のあり方を示す。

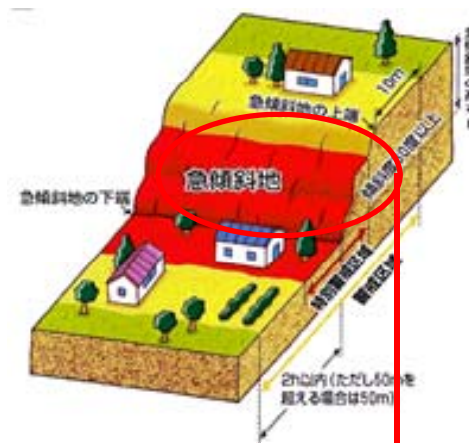
土砂災害に関する区域の説明

土砂災害危険箇所 …土砂災害による被害のおそれのある箇所（土石流危険区域、がけ崩れ危険区域、山崩れ危険区域、地すべり危険区域）。ただし、法律で行為等が規制されるものではない。

土砂災害特別警戒区域…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

土砂災害の危険のある区域

	鉄骨・鉄筋コンクリート造	木造
	2階建て以上	2階建て以上
土砂災害危険箇所	○	×
土砂災害特別警戒区域	○	×
上記以外の地域	○	○



- 土石流危険区域
- がけ崩れ危険区域
- 山崩れ危険区域
- 地すべり危険区域



ステップ1-3 震災避難用施設の選定基準

震災については、第一に、発災直後に各自が身を守るための備え(自宅内における家具の転倒防止措置、ヘルメットや防災ずきん等の準備)が重要であり、避難所への避難は安全を確保した後でなければならない。このことを前提とした上で、屋内と屋外への避難を想定する。屋内の場合は、倒壊や損壊のリスクを抑え、避難所の安全安心を確保するため、原則として耐震化済みの公共施設のみを選定する。屋外の場合は、公共施設・民有施設を問わず、公園や広場を活用するが、降雨や気温の変化による避難生活への影響を考慮し、あくまで緊急的に避難し、一時的に滞在する場所とする。

ステップ2 避難施設の区分

- 活用できる施設は、大きく分けて公共施設と民有施設
- 公共施設であろうと民有施設であろうと、災害ごとに満たしていなければならない基準は同じ。
- 公共施設は、緊急避難場所、避難所のどちらにもなり得る。
- 民有施設は、緊急避難場所のみ。

緊急避難場所

公共施設



民有施設



災害の危険から緊急的に身を守るため一時的に避難するための避難場所

避難所

公共施設



自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごすための避難所

ステップ3 避難施設の選定方法

- 公共施設については、市が選定基準をもとに調査し、適切な施設を選定する。
 - ・既存の施設をすべて含めた中で見直すため、新たに追加となる所や指定からはずされる所も出てくる可能性がある。

◆民有施設については、2通りの方法がある。

社会的貢献
企業としての
イメージPR!

- 1 市が、企業に対し避難施設としての協力に関する募集をかける。
 - ・商工会議所に依頼し、会員企業等に広く周知
 - ・ホームページ
 - ・報道発表

より地域の実態に即した避難施設の指定ができ、自助・共助の意識の高揚にもつながる。

- 2 自治会と市が連携して、地元で災害時の避難に使用できる民有施設を選定し、企業と交渉する。
 - ・1、2どちらの方法によっても、原則として対価の支払いや補償等はしない。